



# 愛媛県報

発 行 愛 媛 県

平成20年10月 1 日水曜日 第2003号外 1

◇ 目 次 ◇  
規 則

愛媛県会計規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... 1

告 示

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... 3

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... 4

## 規 則

### ○愛媛県規則第56号

愛媛県会計規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年10月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県会計規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

(愛媛県会計規則の一部改正)

**第 1 条** 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会計管理者等の事務の一部委任)	(会計管理者等の事務の一部委任)
<b>第 7 条</b> 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。	<b>第 7 条</b> 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。
(1)～(6) 省略	(1)～(6) 省略
(7) 地方局長に委任させる事務は、当該地方局に属する会計事務のうち、次に掲げるものとする。	(7) 地方局長に委任させる事務は、当該地方局に属する会計事務のうち、次に掲げるものとする。
ア 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金及び <u>地方人特別税の収納及び保管</u>	ア 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金_____の収納及び保管
イ 地方税法に規定する徴収金 <u>及び地方人特別税</u> の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管	イ 地方税法に規定する徴収金_____の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管
(8)～(11) 省略	(8)～(11) 省略
2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。	2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。
(1) 地方局長から徴税吏員たる現金取扱員に委任させる事務は、次に掲げるものとする。ただし、地方局内において収納されるものを除く。	(1) 地方局長から徴税吏員たる現金取扱員に委任させる事務は、次に掲げるものとする。ただし、地方局内において収納されるものを除く。
ア 地方税法に規定する徴収金 <u>及び地方人特別税</u> の収納及び保管	ア 地方税法に規定する徴収金_____の収納及び保管
イ 地方税法に規定する徴収金 <u>及び地方人特別税</u> の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管	イ 地方税法に規定する徴収金_____の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管
(2)～(6) 省略	(2)～(6) 省略
(証券につき支払がなかった場合の取扱い)	(証券につき支払がなかった場合の取扱い)
<b>第29条</b> 省略	<b>第29条</b> 省略
2 室長以外の出納員又は現金取扱員は、指定金融機関等から支払拒絶証券通知書の送付を受けたときは、領収済額取消通知書により歳入徴収者及び会計管理者又は室長に通知しなければならない。ただし、地方税法に規定する徴収金 <u>及び地方人特別税</u> に係るものについては、この限りでない。	2 室長以外の出納員又は現金取扱員は、指定金融機関等から支払拒絶証券通知書の送付を受けたときは、領収済額取消通知書により歳入徴収者及び会計管理者又は室長に通知しなければならない。ただし、地方税法に規定する徴収金_____に係るものについては、この限りでない。

3・4 省略

(不納欠損)

第33条 省略

2 歳入徴収者は、前項の規定による不納欠損の手続をしたときは、当該不納欠損決議書兼通知書を会計管理者又は室長に送付しなければならない。ただし、地方税法に規定する徴収金及び地方

(小切手の記載事項)

第93条 会計管理者又は室長が振り出す小切手には、会計区分及び歳入又は歳出の区分を付記しなければならない。この場合において、過誤納金の払戻しに係る小切手には、県税及び地方

2・3 省略

(決算資料の提出)

第113条 省略

2～4 省略

5 第1項から第3項までの規定は、地方税法に規定する徴収金及び地方

(歳入歳出外現金等の区分)

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 住民税の特例滞納処分による徴収金 地方
省略	省略

(過年度に属する繰越未収入金計算書の提出)

第184条 省略

2 省略

3 第1項の規定は、地方税法に規定する徴収金及び地方

(指定金融機関等の収納手続)

第200条 省略

2・3 省略

4 総括店又は代理総括店は、納入に関する書類並びに総括店にあつては前項の規定により送付された領収済通知書及び

5・6 省略

3・4 省略

(不納欠損)

第33条 省略

2 歳入徴収者は、前項の規定による不納欠損の手続をしたときは、当該不納欠損決議書兼通知書を会計管理者又は室長に送付

(小切手の記載事項)

第93条 会計管理者又は室長が振り出す小切手には、会計区分及び歳入又は歳出の区分を付記しなければならない。この場合にお

2・3 省略

(決算資料の提出)

第113条 省略

2～4 省略

5 第1項から第3項までの規定は、地方税法に規定する徴収金

(歳入歳出外現金等の区分)

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 住民税の特例滞納処分による徴収金 省略
省略	省略

(過年度に属する繰越未収入金計算書の提出)

第184条 省略

2 省略

3 第1項の規定は、地方税法に規定する徴収金

(指定金融機関等の収納手続)

第200条 省略

2・3 省略

4 総括店又は代理総括店は、納入に関する書類並びに総括店にあつては前項の規定により送付された領収済通知書及び

5・6 省略

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第2条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(総務部各課の所掌事務)	(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

2・3 省略

4 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税及び地方法人特別税の賦課徴収に関すること。
- (2) 県税及び地方法人特別税に伴う諸収入金に関すること。
- (3) 県税及び地方法人特別税の納税奨励に関すること。
- (4) 都道府県税及び地方法人特別税の徴収処分~~の嘱託及び受託に~~関すること。
- (5)～(7) 省略

5～7 省略

( 地方局各部の所掌事務 )

第23条 総務企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(15) 省略
  - (16) 県税及び地方法人特別税の賦課徴収その他財務に関すること。
  - (17) 省略
- 2～4 省略

第7条 省略

2・3 省略

4 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税\_\_\_\_\_の賦課徴収に関すること。
- (2) 県税\_\_\_\_\_に伴う諸収入金に関すること。
- (3) 県税納税奨励\_\_\_\_\_に関すること。
- (4) 都道府県税徴収処分\_\_\_\_\_の嘱託及び受託に  
関すること。
- (5)～(7) 省略

5～7 省略

( 地方局各部の所掌事務 )

第23条 総務企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(15) 省略
  - (16) 県税\_\_\_\_\_の賦課徴収その他財務に関するこ  
と。
  - (17) 省略
- 2～4 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1416号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																		
一 指定金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 (一)・(二) 省略 (三) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 1 省略 2 主管取扱店			一 指定金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 (一)・(二) 省略 (三) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等 1 省略 2 主管取扱店																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>取り扱う事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊予銀行愛媛県 庁支店</td> <td>松山市一番町四丁目 4の2</td> <td>本庁及び中予地方局 管内各地方機関に係 る事務</td> </tr> <tr> <td>伊予銀行西条支 店</td> <td>西条市大町字弁財天 681番地の1</td> <td>東予地方局管内各地方 機関に係る事務</td> </tr> <tr> <td>伊予銀行宇和島 支店</td> <td>宇和島市新町二丁目 8の3</td> <td>南予地方局 管内各 地方機関に係る事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	取り扱う事務の範囲	伊予銀行愛媛県 庁支店	松山市一番町四丁目 4の2	本庁及び中予地方局 管内各地方機関に係 る事務	伊予銀行西条支 店	西条市大町字弁財天 681番地の1	東予地方局管内各地方 機関に係る事務	伊予銀行宇和島 支店	宇和島市新町二丁目 8の3	南予地方局 管内各 地方機関に係る事務	省略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>取り扱う事務の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊予銀行愛媛県 庁支店</td> <td>松山市一番町四丁目 4の2</td> <td>本庁及び松山地方局 管内各地方機関に係 る事務</td> </tr> <tr> <td>伊予銀行今治支 店</td> <td>今治市常盤町四丁目 2番地1</td> <td>今治地方局管内各地 方機関に係る事務</td> </tr> <tr> <td>伊予銀行西条支 店</td> <td>西条市大町字弁財天 681番地の1</td> <td>西条地方局管内各地方 機関に係る事務</td> </tr> <tr> <td>伊予銀行八幡浜 支店</td> <td>八幡浜市380番地の1</td> <td>八幡浜地方局管内各 地方機関に係る事務</td> </tr> <tr> <td>伊予銀行宇和島 支店</td> <td>宇和島市新町二丁目 8の3</td> <td>宇和島地方局管内各 地方機関に係る事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	取り扱う事務の範囲	伊予銀行愛媛県 庁支店	松山市一番町四丁目 4の2	本庁及び松山地方局 管内各地方機関に係 る事務	伊予銀行今治支 店	今治市常盤町四丁目 2番地1	今治地方局管内各地 方機関に係る事務	伊予銀行西条支 店	西条市大町字弁財天 681番地の1	西条地方局管内各地方 機関に係る事務	伊予銀行八幡浜 支店	八幡浜市380番地の1	八幡浜地方局管内各 地方機関に係る事務	伊予銀行宇和島 支店	宇和島市新町二丁目 8の3	宇和島地方局管内各 地方機関に係る事務	省略		
名 称	位 置	取り扱う事務の範囲																																			
伊予銀行愛媛県 庁支店	松山市一番町四丁目 4の2	本庁及び中予地方局 管内各地方機関に係 る事務																																			
伊予銀行西条支 店	西条市大町字弁財天 681番地の1	東予地方局管内各地方 機関に係る事務																																			
伊予銀行宇和島 支店	宇和島市新町二丁目 8の3	南予地方局 管内各 地方機関に係る事務																																			
省略																																					
名 称	位 置	取り扱う事務の範囲																																			
伊予銀行愛媛県 庁支店	松山市一番町四丁目 4の2	本庁及び松山地方局 管内各地方機関に係 る事務																																			
伊予銀行今治支 店	今治市常盤町四丁目 2番地1	今治地方局管内各地 方機関に係る事務																																			
伊予銀行西条支 店	西条市大町字弁財天 681番地の1	西条地方局管内各地方 機関に係る事務																																			
伊予銀行八幡浜 支店	八幡浜市380番地の1	八幡浜地方局管内各 地方機関に係る事務																																			
伊予銀行宇和島 支店	宇和島市新町二丁目 8の3	宇和島地方局管内各 地方機関に係る事務																																			
省略																																					
3 省略 二 指定代理金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等			3 省略 二 指定代理金融機関の名称、位置、取り扱う事務の範囲等																																		

(一) 省略

(二) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等

1 省略

2 代理主管取扱店

名 称	位 置	取り扱う事務の範囲
愛媛銀行県庁支店	松山市一番町四丁目4の2	本庁及び中予地方局管内各地方機関に係る事務
愛媛銀行西条支店	西条市大町字弁財天687番地の6	東予地方局管内各地方機関に係る事務
愛媛銀行宇和島支店	宇和島市栄町港三丁目7番15号	南予地方局管内各地方機関に係る事務
省略		

3 省略

三 収納代理金融機関の名称、位置等

(一) 名称及び位置

名 称	位 置
(1)～(19) 省略	
(20) 株式会社商工組合中央金庫	省略

(二) 省略

(一) 省略

(二) 店舗の名称、位置、取り扱う事務の範囲等

1 省略

2 代理主管取扱店

名 称	位 置	取り扱う事務の範囲
愛媛銀行県庁支店	松山市一番町四丁目4の2	本庁及び松山地方局管内各地方機関に係る事務
愛媛銀行今治支店	今治市大正町一丁目2の10	今治地方局管内各地方機関に係る事務
愛媛銀行西条支店	西条市大町字弁財天687番地の6	西条地方局管内各地方機関に係る事務
愛媛銀行八幡浜支店	八幡浜市字川通1460番地の第3	八幡浜地方局管内各地方機関に係る事務
愛媛銀行宇和島支店	宇和島市栄町港三丁目7番15号	宇和島地方局管内各地方機関に係る事務
省略		

3 省略

三 収納代理金融機関の名称、位置等

(一) 名称及び位置

名 称	位 置
(1)～(19) 省略	
(20) 商工組合中央金庫	省略

(二) 省略

訓 令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前						
別表第2(第4条関係) 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項					別表第2(第4条関係) 知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項						
組 織 名	事 務 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事 務 種 類	事 項	決 裁 区 分		
			知 事	部 長	局 長				課 長	知 事	部 長
税 務 課	1 県 税 及 び 地 税	1～4 省略				税 務 課	1 県 税	1～4 省略			
		5 地方法人特別税に関する総務大臣への報告(地方法人特									

方法 人特 別税 の賦 課徴 収に 関す る事 務	別税等に関する暫定措置法第 20条第1項、第2項)							— — — の賦 課徴 収に 関す る事 務						
2 地 方譲 与税 の調 定決 議に 関す る事 務	1 地方法人特別譲与税、地方 道路譲与税、石油ガス譲与税 及び航空機燃料譲与税の調定 決議							2 地 方譲 与税 の調 定決 議に 関す る事 務	1 _____地方 道路譲与税、石油ガス譲与税 及び航空機燃料譲与税の調定 決議					
3 省 略								3 省 略						

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項					別表第2(第4条関係) 局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者 部 課 長				局 長	専決者 部 課 長	
税 務 課	1・2 省略				税 務 課	1・2 省略				
	3 県 の徴 収金 の徴 収に 関す る事 務	1 省略				3 県 の徴 収金 の徴 収に 関す る事 務	1 省略			
		2 県税及び地方人特別税並びに これらに伴う徴収金の欠損処分に 関すること。					2 県税及びこれ _____に伴う徴収金の欠損処分に 関すること。			
		3 省略					3 省略			
		4 県税及び地方人特別税に係る 延滞金の免除に関する事 務					4 県税_____に係る 延滞金の免除に関する事 務			
5 省略			5 省略							
4 省 略				4 省 略						
5 県 税及 び地 方 方法	1 県税及び地方人特別税の更正 及び決定並びに加算金の決定に 関すること。			5 県 税 — —	1 県税_____の更正 及び決定並びに加算金の決定に 関すること。					
		(1)・(2) 省略					(1)・(2) 省略			

人特 別税 の賦 課に 関す る事 務	2～7 省略					の賦 課に 関す る事 務	2～7 省略				
	8 その他県税及び地方 人特別税の賦課に 関すること。						8 その他県税 の賦課に 関すること。				
	(1)・(2) 省略						(1)・(2) 省略				
6 県 税及 び地 方 人特 別税 の犯 則取 締り に 関 する 事 務	1～3 省略					6 県 税 の犯 則取 締り に 関 する 事 務	1～3 省略				
7 省 略						7 省 略					
備考 省略						備考 省略					

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(総務企画部各課の所掌事務)	(総務企画部各課の所掌事務)
<b>第2条 省略</b>	<b>第2条 省略</b>
2 省略	2 省略
3 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。	3 税務課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 県税及び地方法人特別税並びにこれらに伴う徴収金(以下「県の徴収金」という。)に係る債権の管理に關すること。	(1) 県税及びこれに伴う徴収金(以下「県の徴収金」という。)に係る債権の管理に關すること。
(2) 県の徴収金に係る納税等の証明(他の地方局長が課税した自動車税に係る道路運送車両法第97条の2第1項の規定による継続検査のための証明並びに県税及び地方法人特別税に係る未納がない旨の証明を含む。第13条第2項第10号において同じ。)に關すること。	(2) 県の徴収金に係る納税等の証明(他の地方局長が課税した自動車税に係る道路運送車両法第97条の2第1項の規定による継続検査のための証明及び県税に係る未納がない旨の証明を含む。第13条第2項第10号において同じ。)に關すること。
(3)～(5) 省略	(3)～(5) 省略
(6) 県税及び地方法人特別税の納税奨励に關すること。	(6) 県税の納税奨励に關すること。
(7) 県税及び地方法人特別税並びにこれらに伴う徴収すべき金額の賦課決定に關すること。	(7) 県税及びこれに伴う徴収すべき金額の賦課決定に關すること。
(8) 県税及び地方法人特別税の犯則取締りに關すること。	(8) 県税の犯則取締りに關すること。
(9) 省略	(9) 省略
4～7 省略	4～7 省略
(職務)	(職務)
<b>第12条 省略</b>	<b>第12条 省略</b>
2～18 省略	2～18 省略
19 納税室長及び納税班長は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分並びに県税及び地方法人特別税の納税奨励に關する事務を掌理する。	19 納税室長及び納税班長は、上司の命を受け、県の徴収金の滞納処分及び県税の納税奨励に關する事務を掌理する。

20～33 省略

( 地方局長に対する事務の委任 )

第13条 省略

2 地方局長(中予地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務(第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認められたものを除く。)及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該他の地方局長)に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の12 省略

(5) 県税及び地方~~法人特別税~~の賦課徴収に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～ウ 省略

(6) 県税及び地方~~法人特別税~~に伴う徴収金に関すること。ただし、核燃料税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関するものを除く。

(7)～(11) 省略

3～6 省略

20～33 省略

( 地方局長に対する事務の委任 )

第13条 省略

2 地方局長(中予地方局長以外の地方局長に提出された申請書又は旅券に係る第4号の4から第4号の10までの事務(第4号の5の事務のうち、知事が自ら処理することが適当であると認められたものを除く。)及び知事が受理した申請書に係る第4号の5の事務のうち知事が地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該地方局長。ただし、一の地方局長が受理した申請書に係る同号の事務で、知事が他の地方局長が処理することが適当であると認められたものにあつては、当該他の地方局長)に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の12 省略

(5) 県税\_\_\_\_\_の賦課徴収に関すること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～ウ 省略

(6) 県税\_\_\_\_\_に伴う徴収金に関すること。ただし、核燃料税に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の決定に関するものを除く。

(7)～(11) 省略

3～6 省略

( 愛媛県文書管理規程の一部改正 )

第4条 愛媛県文書管理規程(平成4年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表(第54条関係) 文書保存期間基準						別表(第54条関係) 文書保存期間基準					
保存期間 の種別	長期	10年	5年	3年	1年	保存期間 の種別	長期	10年	5年	3年	1年
項目						項目					
省略						省略					
財務会計 等	省略	県税及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書で重 要なも の	県税及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書	県税及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書で軽 易なも の	県税及 び地方 法人特 別税の 賦課徴 収に関 する文 書で特 に軽易 なもの	財務会計 等	省略	県税_ _____ _____ _____ の 賦課徴 収に関 する文 書で重 要なも の	県税_ _____ _____ _____ の 賦課徴 収に関 する文 書	県税_ _____ _____ _____ の 賦課徴 収に関 する文 書で軽 易なも の	県税_ _____ _____ _____ の 賦課徴 収に関 する文 書で特 に軽易 なもの
	省略						省略				
省略						省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。